

第9回 横浜市税制調査会会議録	
日 時	平成 27 年 11 月 20 日（金）午前 10 時から正午まで
開 催 場 所	市庁舎 3 階 311 会議室
出 席 者	青木委員、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠 席 者	星野委員
開 催 形 態	公開（傍聴者 0 人、取材 0 人）
議 題	1. 地方法人課税のあり方について 2. その他
決 定 事 項	なし
議 事	<p>1. 地方法人課税のあり方について</p> <p>（座長） 前回まで、地方法人課税のあり方について、「税制からの検討」と「税財政からの検討」と二つの視点から議論をしてきた。答申作成に向けて、「税財政からの検討」について、もう少し整理し、意見集約していきたい。</p> <p>まず、大都市財政需要の裏付けとなるデータや答申骨子（案）について、事務局に説明願いたい。</p> <p>（事務局） 資料 1 に基づき、大都市財政需要の裏付けとなるデータについて説明。</p> <p>資料 2 に基づき、平成 27 年度横浜市税制調査会答申の概要（案）について説明。</p> <p>（座長） 資料 2 だが、「税制からの検討」の部分が書かれておらず、「税財政からの検討」の中に「税制からの検討」の部分が入っているので、構成を整理したい。</p> <p>①第 1 章、事実のみであるならば、「はじめに」に記載してはどうか ②法人住民税の一部国税化に限定するか、最近の動向を記載するか ③実効税率のみ記載するか、企業版ふるさと納税も記載するか ④資料 1 の図は、「税制からの検討」の補足資料にしてはどうか</p> <p>まずは、第 3 章から議論したいので、事務局に説明願いたい。</p> <p>（事務局） 資料 3 に基づき、第 3 章の論点を説明。</p> <p>（委員） 課税標準を所得に限定する必要はない。しかし、地方税法の縛りがあるのではないかと。地方税法の改正があり得るのであれば、外形標準課税もありえるのではないかと。諸外国の外形標準では、事業所の売上、資産、人件費というのが採用されている。</p> <p>（座長） 法律の縛りが無い場合は、どちらを優先すべきか。</p> <p>（委員） 政策判断ではある。理屈で優先をつけるのは難しい。あるいは、地方税の枠組みを維持したまま、法定外税でどれくらいできるのか。</p> <p>（委員） 財政力格差の是正措置についての必要性については賛成だけれども、その影響が横浜市に及ぶのは、反対という立場を貫くのか、それによ</p>

	<p>って、失われた税金をどのように手にするのかという話になってくる。それが外形標準なのか、資産課税なのか、次のステップになるのではないか。</p>
(座長)	地方法人課税の課税標準は、所得と外形とどちらがよいと思うか。
(委員)	所得で課税できる企業が少ないので、外形標準の方が良いのではないか。
(座長)	外形標準を採用する根拠は、地方公共団体から受ける利益に対して課税をすることか。
(委員)	そうなるのではないか。
(座長)	<p>受益と負担の一致という理論が通る。</p> <p>外形標準で課税する場合の課税標準を付加価値にする場合は、事業税と被るため、売上や市町村で見ると従業員に着目をして、人件費のみという理論もあるがどう思うか。</p>
(委員)	横浜市は、地方公共団体だから、その従業員が、その地方公共団体にどれくらい関係があるかという議論をせざるを得ないのではないか。
(座長)	道府県との違いで人や面積になるか。
(委員)	あるいは、市域内で発生している付加価値、売上・出荷額というものもある。
(座長)	<p>第3章については、ある程度方向性が見えたと思う。</p> <p>次に、第1章第2章に戻って議論をしたい。</p> <p>最終的な目的は、「地方法人課税の批判のうえ、復元」</p> <p>① 税の理屈から言っておかしい。いつも言われていることが間違っている。(法人課税は地方税にはそぐわない。偏在するし、安定的ではないからということ否定していきたい。)従って、これを理由にして、国税化したということは、根拠になっていないため復元。</p> <p>② 税収の偏在で財政調整が必要だ、という理屈であるので、本来は、交付税でやるべきことを地方同士の争いのように地方法人課税の問題、ふるさと納税、地方法人特別税に問題をすり替えてしまった行為に対する批判を附属物としてやりたい。</p> <p>あくまでも、①についてがメインである。まずは、復元。最後の章で、復元した先の話として、単純な復元でいいのか、悪いのかを議論する。ただの復元であれば、所得課税である。所得課税での復元ではないというのが、外形標準である。</p>
(委員)	復元はまっとうな考えである。税の偏在を全て是正することは危険であり、それを批判することは良い事である。
(委員)	財政調整部分を附属でという所は賛成である。理論上は所得課税の復元が良いのではないか。税収確保という点では外形標準が良いのではないか。応益負担という観点からは、所得課税でも外形標準でも理屈

	<p>はつくのではないか。外形標準にした場合、法人事業税との違いをどうするかという議論は出てくるのではないか。</p>
(委員)	<p>所得課税と外形標準はそれぞれメリットデメリットがあるから、両方取り入れるのはどうか。また、指定都市間で一斉に実施したほうが良いのではないか。歩調をそろえた方が良いのではないか。</p>
(座長)	<p>横浜市の税制調査会では、地方法人課税のあるべき姿を外形標準をとっていきたい。</p> <p>その上で、課税標準をどうするのか。</p>
(委員)	<p>地方法人課税のあり方を見直すと共に資産に対する課税、大規模固定資産税の固定資産税（償却資産）のあり方を議論すべきである。県が一律で課税しないで、市町村で課税すべきである。</p>
(座長)	<p>外形標準の課税標準額として、土地の面積若しくは賃貸料で取ることも可能である。固定資産税の見直しも書くという事も十分可能である。</p>
(座長)	<p>個人のふるさと納税について、あまり触れなくても良いかと思うが、企業版ふるさと納税について今日、意見を伺いたい。</p>
(委員)	<p>ふるさと納税は税というよりも寄附金である。企業版ふるさと納税は本当に必要なか疑問に思う。企業版ふるさと納税によって、地域偏在が解消するのか、加速するのかは分からない。これまでの（個人版）ふるさと納税を調べて、それによって偏在がどれだけ増えたのか・減ったのかということを検証すれば、企業版ふるさと納税の必要性を議論ができるのではないか。</p>
(事務局)	<p>新聞記事の報道による資料に基づいて、企業版ふるさと納税について説明。</p>
(委員)	<p>横浜市はふるさと納税で得をしているのではないか。それを事務局は分析しているのか。ふるさと納税は、寄附金税制の上になりたっている。横浜市は、寄附金をかなり受けていると思う。そして、横浜市民が他都市に寄附をした分は、交付税で補てんされているので、最終的には戻ってきている。横浜市は、冷静に考えると得をしている。</p>
(座長)	<p>損得は抜きにして話をしたい。</p>
(委員)	<p>今やっているふるさと納税が、横浜市にとってどういう影響を持ったのかというのを考えると、寄附を出来る人というのはお金持ちの人であると思う。現行のふるさと納税が横浜市にとって不利になっているということは言えないのではないか。</p> <p>企業版ふるさと納税は、具体的な制度がまだ見えないので何とも言えない。</p>
(座長)	<p>個人のふるさと納税について根拠がなく市民税から控除しているが、企業版ふるさと納税についても余計に根拠がなく市民税を控除する</p>

	<p>制度ではないか。個人版のふるさと納税は、「税金を使った通販」と言えば、終わってしまう。企業版は、何とも言えない。国が指定した事業に対して寄附を行った場合は税額控除をするというのは、税の理屈はゼロであって、税法からするとどのように批判をしたらよいか。</p> <p>(委員) 交付税でやるのはけしからんという議論からではないか。国が行うばらまきを民間に委ねた形にしているということではないか。国は関与していないと言いたいのではないか。</p> <p>(座長) 根本的な考え方は一緒である。国のお金は使わずに、お金を動かすという事は共通しているようだ。国のやりたいようにお金を動かしているだけではないか。</p> <p>(委員) 国は関与していないということではないか。</p> <p>(座長) 経済学者の中でも「納税者から見ると効率的な使途に充てられるので、財政が効率化する」という意見を持っている者もいる。あえて引用するならば、そういうことになるのであろうか。</p> <p>(主税部長) 市民が住民税の使途を選べる「1%支援制度」に似た制度なのか。企業版ふるさと納税は、国が認定した事業に対して寄附をするということである。</p> <p>(座長) 余計に難しくなっている。中央集権の極みである。</p> <p>(主税部長) 国から正式な資料が届いておらず、新聞記事など報道による情報しかないため、正式な資料が届いたら、先生方にも送らせていただきます。</p> <p>(座長) それでは、早急に骨子は先生方に送付します。答申については、分割しながら先生方に送る。</p> <p>2. その他 特になし</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望</p> <p>(2) 平成 27 年度横浜市税制調査会答申の概要 (案)</p> <p>(3) 資料 (論点整理メモ)</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、改めて日程調整をする。</p>